

幼児教育・保育の無償化について

■ 1 「幼児教育・保育の無償化」制度の概要について

以下のフローとなります。

- ①千葉市への届出（設置届）
- ②千葉市の「確認」を受けるための申請（確認申請）
- ③利用者が「保育の必要性の認定」を区市町村から受けること
- ④国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要です。

<要約すると…>

ベビーシッター事業者及びベビーシッターの利用者の双方が、千葉市へ手続きの上、認定（事業者の場合は「確認通知」）をもらう必要があります。

■ 2 施設等利用給付について

（1）給付額について

保育の必要性の認定を受けたお子さん（認可保育施設等に通ってない場合）が、千葉市の確認を受けた「認可外の居宅訪問保育事業」を利用した場合、

○月額37,000円(3歳から5歳児)

○月額42,000円(住民税非課税世帯の0歳から2歳児)

※年齢の判断は、年度となります。

（例 3歳の誕生日が10月1日の場合、翌年4月1日から対象）

を上限に支払った利用料に対して給付します。

（2）申請について

以下のフローとなります。

- ①事業者は、「領収書兼提供証明書」を保護者へ発行
- ②利用された保護者は、「施設等利用費交付申請書兼請求書」へ記入の上、「領収書兼提供証明書」を貼付し、幼保運営課へ提出します。
- ③幼保運営課にて、審査の上、保護者が指定する口座へ振り込みます。